ご存じですか？

NISA制度

NISAとは？

運用した利益の税金が非課税になる制度です。

NISAのメリット

投資信託を換金した時の利益や投資信託を保有している間に支払いを受けた分配金が非課税になります。

一般口座・特定口座	NISA口座 / ジュニアNISA口座
税率 20.315%	税率 0%

一般口座・特定口座では、上場株式等の譲渡益および分配金等に対して20.315%の税金（所得税および復興特別所得税15.315%・住民税5%）が課税されます。
※ジュニアNISA口座を利用した新規投資は、2023年末で終了しています。

NISAのポイント

Point 1
非課税保有期間が
無期限

Point 2
年間投資枠が
最高360万円！

Point 3
非課税保有限度額は、
全体で1,800万円！
（うち成長投資枠は1,200万円）

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	Point 2 120万円		240万円
非課税保有期間	Point 1 無期限		
非課税保有限度額	Point 3 1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
口座開設期間	期限の定めなし（いつでも自由に開設可能）		
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等（①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外）
対象年齢	その年の1月1日において18歳以上		

（注1）つみたて投資枠・成長投資枠の勘定を設定した時から10年経過した日に（それ以降は5年経過ごと）、お客様の氏名・住所の再確認を行います。
（注2）お客様の非課税保有限度額については、金融機関が一定のクラウドを利用して提供する情報を基に国税庁が管理します。

NISAや投資信託についてまずはお気軽に当金庫にご相談ください。

お問合せ先 **上田信用金庫** TEL0268-22-6260
金融機関コード：1392 商号：上田信用金庫 登録金融機関：関東財務局長（登金）第254号

NISA口座を活用する人は世代を問わず増えています！

NISA口座数（一般NISA・つみたてNISA合算）

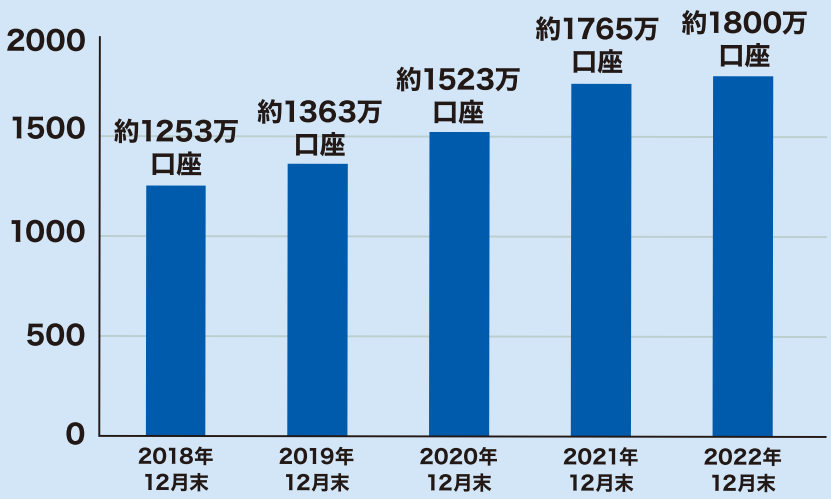

データ出所：金融庁「NISA口座の利用状況調査」をもとに宣研ロジエ株式会社で作成
※口座千の位以降は切り捨て

年齢別構成比

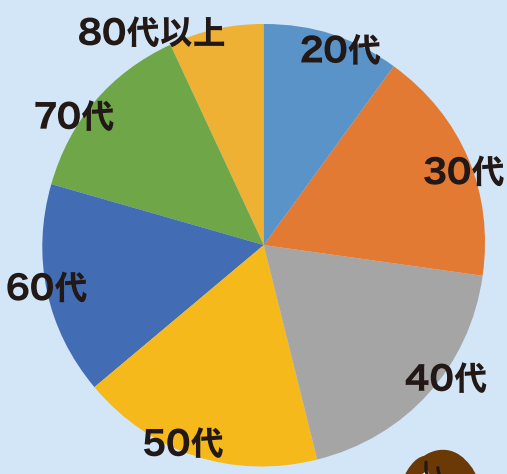

NISA口座に関するご留意点

- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。なお、所定の手続きの下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当金庫では、公募株式投資信託のみ取り扱っています。
- 非課税口座には年間投資枠が設定されており、一旦利用すると、換金しても年間投資枠の再利用はできません。また、年間投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買（乗換え）を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。
- 非課税保有限度額の枠は、換金した年の翌年に再利用できますが、年間投資枠の再利用はできません。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間投資枠が消費されます。
- 2023年までにNISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等には非課税保有期間が設けられています（一般NISAは最長5年、つみたてNISAは最長20年）。
- 2023年までに、NISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等の非課税保有期間終了時に、NISA口座内でお客様が保有される公募株式投資信託等は、移管時の時価で特定口座等の課税口座に移管されます。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱いが変更となる可能性があります。

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。
- 投資信託は、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は、元本および利回りの保証がない金融商品です。
- 投資信託には、購入時または換金時に手数料のかかるものや、換金の際に信託財産留保額が控除されるものがあります。また、保有期間中に運用管理費用（信託報酬）等の費用が信託財産から差し引かれます。
- 投資信託は、換金時期等に制約がある場合があります。
- 投資信託の購入のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- 投資信託のお申込みの際には、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等（金融商品取引法第37条の3の規定により交付する書面）をお渡ししますので、商品内容等を十分に理解したうえお申込みください。

投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
投資信託の運用による利益および損失はお客様に帰属します。